商品等表示概念の拡大と 他の法領域による保護との関係



辻本法律特許事務所 所長 弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士 **辻本 希世士**

第1 はじめに

不正競争防止法2条1項1号は、他者の周知な商品等表示と類似するものを使用して混同を生じさせる行為を不正競争行為としている。このため、周知な商品等表示の主体は、類似のものを使用して混同を生じさせる者に対し、差止請求権や損害賠償請求権を有する(同法3条、4条)。

そして、業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器、包装が商品等表示の概念に含まれることは法文上間違いないが、これら以外でも「商品又は営業を表示するもの」は商品等表示に含まれる。例えば、商品形態は、他の商品と識別し得る独特の特徴を有し、かつ、商品等表示として取引者ないし需要者の間で広く認識されるに至った場合には、商品等表示性を獲得すると解されている¹。元来、商品形態は意匠権によって登録から20年間保護が図られるべきものであり(意匠法21条)、意匠権がない場合には、販売開始後3年間を限度として模倣行為に対する責任追及ができるが(不正競争防止法2条1項3号、同法19条1項5号イ)、商品等表示性が認められれば、周知性を維持している限り特段の期間制限なしに保護が図られる。このため、商品形態の開発者等において、意匠権や形態模倣による保護が不可能な場合に、当該商品形態は商品等表示性を獲得したとして、不正競争防止法2条1項1号に基づく保護を認めるケースがしばしば見られる。

このように、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号は、本来的には他の法領域での保護が想定されているものや何らの保護を想定していないものにつき、新しい保護範囲を設定する機能を果たすことがある。商品形態はその典型例であるが、商品形態については、商品等表示性を獲得した周知なものであれば立体商標として商標権による保護が可能であり、近時、立体商標の登録例も散見されるようになってきた²。確かに、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号は、「商品又は営業を表示するもの」を保護する点で商標制度と親和性があるため、周知な商品等表示であると認められる商品形態は、立体商標としての保護も理論上可能なはずである³。しかるに、商品形態以外にも、業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器、包装ではないものについて商品等表示該当性が

¹ 小野昌延編著『新・注解 不正競争防止法』青林書院193頁(芹田幸子)

² 乳酸菌飲料の容器に関する登録第5384525号、二輪車に関する登録第5674666号等。